

宮崎県公報

平成24年3月29日(木曜日)号外 第15号

発 行 禬

刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

百

○地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定す

る主要な職員を定める規則及び地方公営企業法

第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する

規則の一部を改正する規則…………(人事課)26

○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

規

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年宮崎県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(設立の認証の申請)

第2条 [略]

2 条例第2条第3号に掲げる書面が外国語で作成されているとき は、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 • 4 [略]

(申請書類の縦覧場所)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項におい て準用する場合を含む。)の縦覧の場所は、県民政策部生活・協 働・男女参画課とする。

含む。以下同じ。)の届出書の様式は、登記完了届出書(別記様

(設立の認証の申請)

第2条 [略]

2 条例第2条第2号に掲げる書面が外国語で作成されているとき は、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 • 4 [略]

(申請書類の縦覧場所)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項におい て準用する場合を含む。)の縦覧の場所は、総合政策部生活・協 働・男女参画課とする。

(縦覧期間中の補正)

- 第4条 <u>法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項におい</u> て準用する場合を含む。) の規定による補正は、補正後の申請書 又は書類を添付した補正書(別記様式第1号の2)を知事に提出 してするものとする。
- 2 前項の補正書に添付する補正後の書類のうち、法第10条第1項 第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには 、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(登記完了の届出)

- <u>第4条</u> 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を <u>第5条</u> 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を 含む。)の規定による届出は、登記完了届出書(別記様式第2号)を知事に提出してしなければならない。
 - 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、 財産目録には副本1通を、それぞれ添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

<u>第5条</u> [略]

(登記完了の届出)

2 [略]

(定款の変更の認証の申請)

(役員の変更等の届出)

式第2号) によるものとする。

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を 添えるものとする。

(定款の変更の認証の申請)

宮崎県公報

第6条 「略]

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定に より添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第 2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類 には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第7条 [略]

(事業報告書等の提出)

- る書類を添付した事業報告書等提出書(別記様式第5号の2)を 知事に提出してするものとし、次項の表3の項の中欄に掲げる書 類を併せて添付するものとする。
- 2 特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、法第29条第 2項の閲覧の用に供するため、次の表の左欄に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる提出すべき書類を、同表の 右欄に掲げる提出すべき時期において、それぞれ1通を知事に提 出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立	当該設立又は合併の認証に係る	法第13条第2項
又は合	法第10条第1項第1号の書類、	の規定による届
併の認	法第13条第2項(法第39条第2	出書の提出時に
証を受	<u>項において準用する場合を含む</u>	併せて提出
<u>けた場</u>	。この項の右欄において同じ。	
台) の登記に関する書類の写し及	
	び法第14条の財産目録又は法第	
	35条第1項の合併の時の財産目	
	<u>録</u>	
2 定款	当該変更の認証に係る変更後の	定款の変更の認
の変更	定款	証を受けた後遅
の認証		<u>滞なく</u>
<u>を受け</u>		
た場合		
3 毎事	法第29条第1項に規定する書類	法第29条第1項
業年度	<u>の写し</u>	の規定による事
1回、		業報告書等の提
事業報		出時に併せて提
告書等		出

第7条 「略]

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定に より添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第 2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類 及び第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本1 通を添えるものとする。
- 3 第4条の規定は、法第25条第3項の認証について準用する。こ の場合において、第4条第2項中「法第10条第1項第1号、第2 号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは、「 変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業 年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定に より添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び第28条第 1項に規定する事業報告書等」とする。

(定款の変更の届出)

第8条 [略]

2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本 1 通を添えるものとする。

(登記事項証明書の提出)

- 第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定 款変更登記完了提出書(別記様式第5号の2)を知事に提出して しなければならない。
- 2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し1通を 添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

- <u>第 8 条 法第29条第 1 項</u>の規定による<u>書類</u>の提出は、<u>同項に規定す|第10条 法第29条</u>の規定による<u>事業報告書等</u>の提出は、事業報告書 等提出書(別記様式第5号の3)を知事に提出してしなければな らない。
 - 2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本1通を添える ものとする。

を作成 した場 台

(事業報告書等の閲覧場所)

、県民政策部生活・協働・男女参画課とする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第10条 法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、 解散認定申請書(別記様式第6号)に同条第3項に規定する書面 を添付して、知事に提出しなければならない。

(解散の届出等)

解散届出書(別記様式第7号)及び清算人就職届出書(別記様式 第8号) によるものとする。

第12条 [略]

(清算結了の届出)

第13条 条例第5条の届出書の様式は、清算結了届出書(別記様式 | 第15条 条例第7条の届出書の様式は、清算結了届出書(別記様式 第10号)によるものとする。

(合併の認証の申請)

<u>第14条</u> [略]

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付す る書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

<u>第15条</u> 法第35条第1項の<u>財産目録及び貸借対照表</u>は、<u>合併する各|第17条</u> 法第35条第1項の貸借対<u>照表及び財産目録</u>は、合併後存続 法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述 べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事 務所に備え置くものとする。

(検査職員証)

<u>第16条</u> 法第41条第3項の証明書の様式は、検査職員証(別記様式 | <u>第18条</u> 法第41条第3項<u>(法第64条第7項において準用する場合を</u> 第12号) によるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

- 第9条 法第29条第2項及び条例第6条の規定による閲覧<u>の場所</u>は 第11条 法第30条の規定による閲覧<u>及び謄写</u>は、<u>総合政策部</u>生活・ 協働・男女参画課において行うものとする。
 - 2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書(別記様式第5号 の4)を知事に提出してするものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、法第31 条第2項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書(別記 様式第6号)に同条第3項に規定する書面を添付して、知事に提 出しなければならない。

(解散の届出等)

第11条 条例第4条第1項及び第2項の届出書の様式は、それぞれ 第13条 条例第6条第1項及び第2項の届出書の様式は、それぞれ 解散届出書(別記様式第7号)及び清算人就任届出書(別記様式 第8号)によるものとする。

第14条 [略]

(清算結了の届出)

第10号)によるものとする。

(合併の認証の申請)

第16条 [略]

2 第2条第2項から第4項まで及び第4条の規定は、法第34条第 3項の認証について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

する法人及び合併によって消滅する各法人(合併によって法人を 設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)につい て作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることが できる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くも のとする。

(検査職員証)

<u>含む。)</u>の証明書の様式は、検査職員証(別記様式第12号)によ るものとする。

(認定の申請)

- 第19条 法第44条第2項の申請書の様式は、認定申請書(別記様式 第13号) によるものとする。
- 2 法第44条第2項に規定する書類のうち、同項第2号及び第3号 に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。 (認定の有効期間の更新の申請)
- 第20条 法第51条第3項の規定による申請は、認定の有効期間の更 新申請書(別記様式第14号)を知事に提出してしなければならな
- 2 法第51条第5項において準用する法第44条第2項(第1号に係 る部分を除く。)に規定する書類には、それぞれ副本1通を添え るものとする。

(認定法人の役員の変更等の届出等に係る特例)

第21条 第6条第1項及び第2項、第8条第1項、第9条第1項並 びに第10条第1項の規定は、法第52条第1項の規定により認定特 定非営利活動法人(以下「認定法人」という。) について法第23 条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適 用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事

- 務所を設置する認定法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(第23条第5項において「非所轄認定法人」という。)がこれらの 規定による届出又は提出を知事にするときに準用する。
- 2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第6条第3項 、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわ らず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しないものとする
- 3 法第52条第2項の規定による書類の提出は、定款変更の認証を 受けた場合の提出書(別記様式第15号)を知事に提出してしなけ ればならない。

(認定法人の代表者の氏名の変更の届出)

- 第22条 法第53条第1項の規定による届出は、代表者変更届(別記) 様式第16号)を知事に提出してしなければならない。
 - _(役員報酬規程等の提出)_
- 第23条 条例第8条の規定による書類の提出は、役員報酬規程等提 出書(別記様式第17号)を知事に提出してしなければならない。
- 2 条例第9条の規定による法第54条第3項の書類の提出は、助成 金の支給を行った場合の実績の提出書(別記様式第18号)を知事 に提出してしなければならない。
- 3 条例第9条の規定による法第54条第4項の書類の提出は、海外 への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書(別記様式第19号) を知事に提出してしなければならない。
- 4 前3項の書類には、副本1通を添えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、法第55条第1項又は第2項の 規定により非所轄認定法人が知事に書類を提出する場合について <u>準用する。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該</u> 書類の副本の添付を要しないものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

- 第24条 法第56条の規定による閲覧及び謄写は、総合政策部生活・ 協働・男女参画課において行うものとする。
- 2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書(別記様式第20号)を知事に提出してするものとする。

(仮認定の申請)

- 第25条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする法人は、仮認定 申請書(別記様式第21号)を知事に提出しなければならない。
- 2 法第58条第2項において準用する法第44条第2項(第1号に係 る部分を除く。) に規定する書類には、それぞれ副本1通を添え るものとする。

(仮認定法人に関する規定の準用)

第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条 第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人(以下「仮認定法 人」という。) に法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29 条の規定を読み替えて適用する場合について、第21条第3項の規 定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の 提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53 条第1項の届出について、第23条の規定は法第62条において準用 する法第55条第1項又は第2項の書類の提出について、第24条の 規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び 謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

第27条 法第63条第3項の規定による申請は、合併認定申請書(別 記様式第22号)を知事に提出してしなければならない。

(電磁的記録による<u>備置き</u>の方法)

<u>第17条</u> 条例<u>第7条第2項</u>に規定する電磁的記録の備置きに係る規|<u>第28条</u> 条例<u>第10条第2項</u>に規定する電磁的記録の備置きに係る規

(電磁的記録による保存の方法)

則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (1)・(2) [略]

2 [略]

(電磁的記録による作成の方法)

で定める方法は、法人の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法と する。

(電磁的記録による閲覧の方法)

事項又は当該事項を記載した書類の閲覧に係る規則で定める方法 は、当該事項を法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表 示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (1)・(2) [略]

2 [略]

(電磁的記録による作成の方法)

<u>第18条</u> 条例<u>第7条第2項</u>に規定する電磁的記録の作成に係る規則 <u>第29条</u> 条例<u>第10条第2項</u>に規定する電磁的記録の作成に係る規則 で定める方法は、法人の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法と する。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第19条 条例第7条第2項に規定する電磁的記録に記録されている 第30条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録に記録されている 事項又は当該事項を記載した書類の閲覧に係る規則で定める方法 は、当該事項を法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表 示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

様式第1号の2 (第4条関係)

正書 補

年 月 日

宮崎県知事 殿

> 住所若しくは居所又は 主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名 A 電話番号

年 月 日に申請した「補正する書類の種類」について不備がありましたの で、特定非営利活動促進法第10条第3項(第25条第5項及び第34条第5項において準用 する第10条第3項)の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

(備考)

- 「補正する書類の種類」には、申請書の場合は、その申請書の名称(「設立認証 申請書」等)を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書 類を特定することができる文言(「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1 号の書類」等)を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした 対照表を記載すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

様式第2号(<u>第4条</u>関係)

[略]

当法人の設立(合併)の登記が完了したので、特定非営利活動 促進法第13条第2項(第39条第2項において準用する同法第13条 第2項)の規定により届け出ます。

様式第3号(第5条関係)

「略]

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第 23条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

「略]

様式第4号(第6条関係)

[略]

様式第5号(第7条関係)

[略]

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第 6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

「略]

様式第2号(第5条関係)

[略]

当法人の設立(合併)の登記が完了したので、特定非営利活動 促進法第13条第2項(第39条第2項において準用する第13条第2 項)の規定により届け出ます。

改正後

様式第3号(第6条、第21条及び第26条関係)

「略]

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第 23条第1項(第52条第1項(第62条において準用する第52条第1 項)の規定により読み替えて適用する第23条第1項)の規定によ り、下記のとおり届け出ます。

「略]

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条、第21条及び第26条関係)

[略]

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第 6項(第52条第1項(第62条において準用する第52条第1項)の 規定により読み替えて適用する第25条第6項)の規定により、下 記のとおり届け出ます。

「略]

別記様式第5号の2中「第8条」を「第10条、第21条及び第26条」に改め、「第29条第1項及び第2項」を「第29条(第52条第1項(第 62条において準用する第52条第1項)の規定により読み替えて適用する第29条)」に改め、同様式を別記様式第5号の3とする。 別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2 (第9条、第21条及び第26条関係)

定款変更登記完了提出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(第52条第1 項(第62条において準用する第52条第1項)の規定により読み替えて適用する第25条第 7項)の規定により、提出します。

別記様式第5号の3の次に次の1様式を加える。

様式第5号の4 (第11条関係)

閲覧等請求書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名

住所

(法人その他の団体にあっては、名称、

主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧(謄写)について、特定非営利活動促進法 第30条の規定により、次のとおり請求します。

1 閲覧 (謄写) を請求する	
特定非営利活動法人の名称	
2 1のうち写しの交付を請	
求する特定非営利活動法人	
の名称	
3 写しの交付請求枚数	枚
※ 収入証紙貼付欄	

(備考) ※収入証紙貼付欄には、写しの交付手数料に相当する宮崎県収入証紙を貼付 すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

様式第 6 号(<u>第10条</u>関係)

[略]

当法人を解散することについて認定を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則<u>第10条</u>の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

様式第7号(第11条関係)

「略]

(備考) 解散の理由は、解散事由の区分(社員総会の決議、定 款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡、破産)を明記 すること。

様式第 8 号(<u>第11条</u>関係)

[略]

様式第9号(第12条関係)

[略]

当法人の残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則<u>第12条</u>の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

様式第10号(第13条関係)

「略]

様式第11号(<u>第14条</u>関係)

[略]

様式第 6 号(<u>第12条</u>関係)

[略]

当法人を解散することについて認定を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

改正後

[略]

様式第7号(第13条関係)

「略]

(備考) <u>1には</u>、解散事由の区分(社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡<u>又は破産手続開始の決定</u>)を明記すること。

様式第8号(第13条関係)

「略]

様式第9号(第14条関係)

[略]

当法人の残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則<u>第14条</u>の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

様式第10号(第15条関係)

「略]

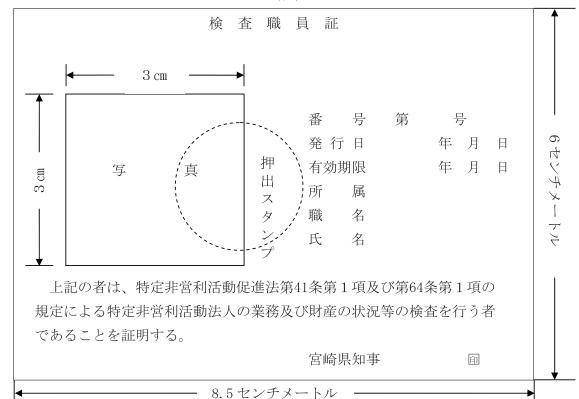
様式第11号(第16条関係)

[略]

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第18条関係)

(表)



(裏)

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

- 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(中略)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査を する職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定 非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他 の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利 活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合に おいて、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したと きは、これを交付させなければならない。
- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解してはならない。

別記様式第12号の次に次の10様式を加える。

様式第13号(第19条関係)

認定申請書

		₩u. /_	1 111 1		
		主たる事務所の	$\overline{\top}$		
		所 在 地	電 話 () — FAX () —		
		(フリガナ)			
		申請者の名称			
年 月	日	(フリガナ)			
		代表者の氏名	(Ð	
		設 立 年 月 日	年 月 日 本申請において適用する	パブ	
		事 業 年 度	月 日~ 月 日 リックサポートテスト基	:準	
		過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日) 至 年 月 日) □ 相対値基準・原則		
宮崎県知事	殿	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日) □ 相対値基準・小規模	莫法人	
	//X	認定取消の有無(取消日)	有 ・ 無 (年 月 日) □ 条例個別指定法人		
		仮認定取消の有無(取消日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
特定非営利活動 (現に行っている			とけたいので、同条第2項の規定により申請します。		
上	記以外	の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名 役	職	
Ŧ]	直 話 () — FAX () —			
		電話() — FAX() —			

(認定申請書次葉)

申請法人名	1		
-------	---	--	--

	上記以外の事務所の別	f在地		左記の事務所の責任者の氏名	役	職
₸						
	電 話(FAX()				
Ŧ						
	電 話 (FAX ()	_			
₹						
	電 話(FAX()	_ _			
₸						
	電 話 (FAX ()	_ _			
Ŧ						
	電 話(FAX()	_ _			
Ŧ						
	電 話(FAX()	_ _			
₸						
	電 話(FAX()	_			
Ŧ						
	電 話 (FAX ()	_			

様式第14号(第20条関係)

認定の有効期間の更新申請書

		主たる事務	秀所の	₹					
		所 在	地				電 話 FAX		_
		(フリガ	ナ)						
		申請者の	名称						
年 月	月	(フリガ	ナ)						
		代表者の	氏名						(F)
		認定の有効	助期 間	自至	年年	 月 月	日日	本申請において遊 リックサポートテ	通用するパブ スト基準
宮崎県知事		認定の有効満了日の6月			年	月	В	□ 相対値基準	・原則
当 啊 乐 州 尹	殿	認定の有効 満了日の3月			年	月	日		・小規模法人
		事業年	三 度	月	日~	月	В	□ 絶対値基準 □ 条例個別指	
特定非党利活動	促進法	 	面の認定	 の有効期間	用の更新	を受け	ナたいの	 Dで、同条第3項	
り申請します。	//C/C 2	13/1013/NJ1 D	C-> MOVE	-> 11 //4/4116	,, · · · / / / /	2,1,	,,,,,,	> C(1,1)(N) 0 X	(12/96/01/01
(現に行っている	事業の)概要)							
()211-11	1.7/0	- 1905							
	記以外	の事務所の所	在地		左直	記の事	務所の	責任者の氏名	役 職
〒									
		電 話(FAX() -	-					
〒		電話() -	_					
		FAX () –						

(認定の有効期間の更新申請書次葉)

申請法人名	人名							
-------	----	--	--	--	--	--	--	--

	上記以外の事務所の	折在地	ı	左記の事務所の責任者の氏名	役	職
Ŧ						
	電 話(FAX()	_ _			
₹						
	電 話(FAX()	_			
=						
	電 話(FAX()				
〒						
	電 話(FAX()				
Ŧ						
	電 話(FAX()	_			
Ŧ						
	電 話(FAX()	_			
-						
	電 話(FAX()	_ _			
₹						
	電 話(FAX()				

様式第15号 (第21条及び第26条関係)

定款変更の認証を受けた場合の提出書

	主たる事務所	₸				
	の 所 在 地	電話	()	_	
	従たる事務所	₸				
	の 所 在 地	電話	()	_	
年 月 日	(フ リ ガ ナ)					
	法人名					
	(フ リ ガ ナ)					
宮崎県知事	代表者の氏名					Ð
殿	認定(仮認定)の	自	年	月	Ħ	
	有 効 期 間	至	年	月	日	

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52条第2項(第62条において準用する第52条第2項)の規定により提出します。

定款変更の	定 款 変 更 の 内 容	添付書類	チェック欄
認証日			
		・社員総会の議事録の謄本	
		・変更後の定款	

様式第16号(第22条及び第26条関係)

代表者変更届

		₸				
	主たる事務所					
	の 所 在 地					
年 月 日		電話	()	_	
	(フ リ ガ ナ)					
	法人名					
	(フ リ ガ ナ)					
宮崎県知事	代表者の氏名					(II)
殿	認定(仮認定)の	自	年	月	日	
	有 効 期 間	至	年	月	日	

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(第62条において準用する第53条第1 項)の規定により届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

様式第17号(第23条及び第26条関係)

役員報酬規程等提出書

) 2: w =	+ >	Τ_							
	王たる 	事務所の	₸		/					
	所不	生 地			電 話(FAX()	_			
年 月 日	(フリ	ガナ)								
	名	称	1							
	(フリ	ガナ)								
宮崎県知事	代表者	の氏名						(F)		
殿	認定	(仮認定)	の有	効期間	事	業年	度			
	自	年	F	月日	自	年	月	日		
	至	年	F	l E	至	年	月	目		
特定非営利活動促進法第55条 す。	第1項(第	562条にお	いて主	準用する第	55条第1項)(の規定に、	より提	出しま		
		チェック欄			/D > ## D = // N	W. II. 410 \ [4.7]	la midi			
(1) 前事業年度の役員報酬又は職 支給に関する規程	員給与の				得た職員の総数 る給与の総額に					
(2) 前事業年度の収益の明細その					た寄附金の額	・ 並びにその	り相			
に関する事項、資産の譲渡等に 項、寄附金に関する事項その他			手先及び支出年月日							
って定める事項を記載した書類 令で定める事項を記載した書類	.vント』(を)1小)			ンを						
(特定非営利活動促進法第54条			行った場合(その金額が200万円以下 の場合に限る。)におけるその金額							
3号に定める事項を記載した書	類)				並びにその実施	尾施日				
① 収益の源泉別の明細、借	入金の明			45条第1項						
細その他の資金に関する事」	頁				(ロに係る部分を除く。)、第4号 ジロ、第5号並びに第7号に掲げる					
 ② 資産の譲渡等に係る事業	の料金、		基準に適合している旨及び同法第47%							
条件その他その内容に関す		- 日のいっぱんけょままだりしていったい。					兑明			
	- 引生 - 筋				チェック表(第	 §3表)				
引金額その他その内容に関す			1 1		記載は必要ありま					
イ 収益の生ずる取引及び				「役員の	り状況」第3表	 :付表 1				
ずる取引のそれぞれにつ				監 杏 証 1	明書又は「帳簿	●組織のよ				
引金額の最も多いものか の順位を付した場合にお				」第33		47 14 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	700			
ぞれ第1順位から第5順				認定基準等	チェック表(第	4表)(初剪	套)			
取引 ロ 役員等との取引				認定基準等	チェック表(第	5 表)				
④ 寄附者(当該認定特定非 ** 上於 0.41号 - 41号 0.51円	H 1 31H 200			認定基準等	チェック表(第	7表)				
法人等の役員、役員の配偶 は三親等以内の親族又は役										
の関係のある者で、前事業										
ける当該認定特定非営利活				L. W. = L. 1	1					
	に対する寄附金の額の合計額が20万			欠格事由チ	エツク表					
円以上であるものに限る。 並びにその寄附金の額及び										
日	~12(1)									
*										

様式第18号(第23条及び第26条関係)

助成金の支給を行った場合の実績の提出書

		主たる事務所	Ŧ				
		の 所 在 地		電話 ()	-	
年 月 日		(フリガナ)					
		法 人 名					
		(フリガナ)					
宮崎県知事		代表者の氏名					(EII)
	殿	認定 (仮認定)	年月日		年	月	日
		認定(仮認定)の	有効期間	自	年	月	H
			·日 かが別印	至	年	月	Ħ
サートへの主処となった。ためで、性ウセ労利江利和佐沙笠FF友笠のTE(笠C9久)アンバッマ淮田ナフ笠FF友笠							

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する第55条第 | 2項)の規定により提出します。

支	給		日	支	給	対	象	者	支給	金	額	助	成	対	象	の	事	業	等
	年	月	月								円								
	年	月	月								円								
	年	月	日								円								
	年	月	日								円								
	年	月	日								円								
	年	月	日								円								
	年	月	F								円								
	年	月	日								円								
	年	月	日								円								
	年	月	月								円								
	年	月	日								円								

様式第19号 (第23条及び第26条関係)

海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

				〒						
		主たる	事務所							
		の所	在 地		電話	()	_		
年 月 日		(フリ	ガナ)							
		法	人 名							
		(フリ	ガナ)							
宮崎県知事		代表者	の氏名							F
	殿	認定(仮認定)	年月日			年	F]	日
		認定(仮	(認定)の	有効期間	自至		年 年			日日
	送金	<u> </u>	行うこと	こになった						
海外へ200万円超の	送金 金銭の持出	としを	行った	とになった	ので	、特	定非宮	制活!	助促力	進法
第55条第2項(第62条において準用する第55条第2項)の規定により提出します。										
	(01 (-)11)				7 1,7 1		· / 。 予	定	月	
金額		使		途		(実	施	日)
円							年	Ē	月 ——	日
円							年	<u>.</u>	月	日
円							年	i	月	日
円							年	Ē	月	日
円							年	i	月	日
円							年	Ē	月	日
円							年	Ē.	月	日
円							年	Ē	月	日
(事前に提出できなかった	· :場合の理由)				l					

様式第20号 (第24条及び第26条関係)

閲覧等請求書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名

住所

(法人その他の団体にあっては、名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 電話番号

認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員等報酬規程等の閲覧(謄写)について、特 定非営利活動促進法第56条(第62条において準用する第56条)の規定により、次のとお り請求します。

1 閲覧 (謄写) を請求する	
認定(仮認定)特定非営利	
活動法人の名称	
2 1のうち写しの交付を請	
求する認定(仮認定)特定	
非営利活動法人の名称	
3 写しの交付請求枚数	枚
※ 収入証紙貼付欄	

(備考) ※収入証紙貼付欄には、写しの交付手数料に相当する宮崎県収入証紙を貼付 すること。

様式第21号 (第25条関係)

仮 認 定 申 請 書

			_			
		主たる事務所の	T			
			電 話 () 一			
		所 在 地	FAX () —			
年 月	目	(フリガナ)				
		申請者の名称				
		(フリガナ)				
		代表者の氏名	(f)			
宮崎県知事		設立年月日	年 月 日			
	殿	事 業 年 度	月 日~ 月 日			
		過去の認定の有無	有 • 無			
		過去の仮認定の有無	有 • 無			
特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたいので、同条第2項において準用する同法第44						
条第2項の規定に			Z1) / (v) () [1] / (A) / () (A) / (
(現に行っている	事業の	既要)				
	以外の	事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名 役 職			
〒						
		話 () — A X () —				
〒						
		話 () — A X () —				
	1,	1111				

(仮認定申請書次葉)

	上記以外の事務所の別	左記の事務所の責任者の氏名	役	職		
Ŧ						
	電 話(FAX()	_ _			
=						
	電 話(FAX()	_ _			
=						
	電 話 (FAX ()				
Ŧ						
	電 話(FAX()	_ _			
〒						
	電 話(FAX()	_ _			
Ŧ						
	電 話(FAX()	_ _			
 						
	電 話 (FAX ()				
〒						
	電 話(FAX()	_			

様式第22号 (第27条関係)

合併認定申請書

			₹							
	主たる事	務所の				=	=r /	,	,	
	 所 在	地					話(X() —	
年 月 日	(フリ	ガナ)								
	申請者	の名称								
	(フリ	ガナ)								
	代表者	の氏名								Ø
	認定(仮認)	定)年月日		年	月	目			条第 1 項申請にお ブリックサポートラ	
宮崎県知事	□認定)有効期間	自	年	月	日		□ 相対値基準・原則		
殿	□仮認定	7.H 3/13/11e1	至	年	月	日			相対値基準・小	規模法人
	事業	年 度	度 月 日~ 月 日					絶対値基準	準	
	7 1	1 1/2	2,1	H	21	Н			条例個別指定法	人
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 より申請します。						対定に				
法 人 名		主たる『	事務所の)所在地		現に行っている事業の概要			る事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって	て設立する法人名									認定
										仮認定
(代表者名)		電話(FAX()	_ _						上記以外
合併によって消滅する法人名										認定
										· 仮認定
(代表者名)		電 話(FAX()	_ _						上記以外
合併によって消滅する法人名										認定
										· 仮認定
(代表者名)		電話(FAX()	_ _						上記以外
合併によって消滅する法人が	复数ある場合に	<u> </u> こは、次葉に	記載して	てください	() ₀					
	~~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~			- ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	U					

(合併認定申請書次葉)

申請法人名				
-------	--	--	--	--

法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区 分
合併によって消滅する法人名			認定
			· 仮認定
(代表者名)	電 話 ( ) - FAX ( ) -		上記以外
A (A6) = 1 W/>4 L = 74 L A			上記以外
合併によって消滅する法人名			認 定
	電 話 ( ) -		仮認定
(代表者名)	FAX ( ) -		• 上記以外
合併によって消滅する法人名			認定
			· 仮認定
(代表者名)	電 話 ( ) - FAX ( ) -		•
A (V/)			上記以外
合併によって消滅する法人名			認 定
	電 話 ( ) -		仮認定
(代表者名)	FAX ( ) -		· 上記以外
合併によって消滅する法人名			認定
			· 仮認定
(代表者名)	電 話 ( ) - FAX ( ) -		•
			上記以外
合併によって消滅する法人名			認定
	電 話 ( ) -		仮認定
(代表者名)	FAX ( ) -		· 上記以外
合併によって消滅する法人名			認定
			•
(代表者名)	電 話 ( ) - FAX ( ) -		仮認定・
	1 1111		上記以外

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、同年7月9日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第16号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後					
地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第15条第1項ただし書	地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第15条第1項ただし書					
に規定する主要な職員は、次のとおりとする。	に規定する主要な職員は、次のとおりとする。					
(1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3	(1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3					
号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者	号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者					
ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監及び副参事	ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監 <u>、開発企画</u>					
	監及び副参事					
イ [略]	イ [略]					
(2) [略]	(2) [略]					

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 2	
改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第39条第 2 項の知事が	地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第39条第2項の知事が
定める職は、次のとおりとする。	定める職は、次のとおりとする。
(1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3	(1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3
号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの	号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの
ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監、副参事及	ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監 <u>、開発企画</u>
び課長補佐	<u>監</u> 、副参事及び課長補佐
イ [略]	イ [略]
(2) [略]	(2) [略]

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。